

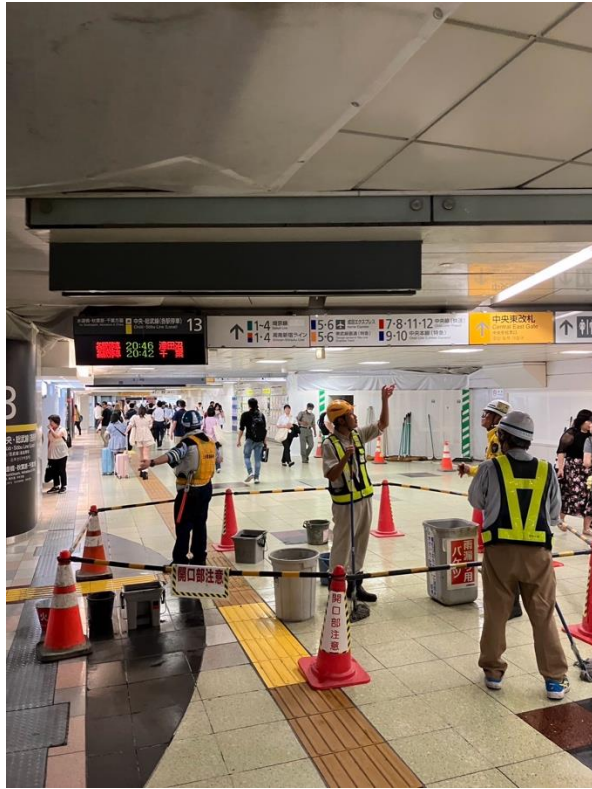
やっぱり安全ではなかった 放射能汚染土 実証事業

新宿区議会議員／れいわ新選組

さわいめぐみ

2024年9月18日

8月21日の豪雨 市ヶ谷駅の浸水と飛んだマンホール



写真提供：古畑まさのり議員

8月21日の豪雨

新宿御苑内、実証事業予定地付近でも浸水



資料提供：御苑スタッフさん

- ・ 2024年8月21日
100ミリ /hの記録的豪雨 …警報4回/警報スレスレが毎日のようにあり、気候変動が深刻化

- ・ 新宿区内 四ツ谷地区、市ヶ谷駅周辺で膝まで浸水、下水が溢れた
被害：住居9軒、店舗2軒

玉川上水暗渠周辺のマンションで下水の吹き出しを確認
マンホールのふたが飛んだ

- ・ 新宿御苑内では3ヶ所の浸水

- ・ 区の記録を数年遡っても、四谷地区の浸水被害はなかったこと → 想定外！

- ・ 水道は東京都の事業

今後も浸水は起こる

下水の排水能力は50～75ミリ

→気候変動により、年々雨量が増加

85ミリ、100ミリまで上げる方針が都から出されている（未達）



環境省 新宿御苑で 実施予定の実証事業に関する説明会

2022(令和4)年12月21日

環境省 環境再生・資源循環局

出典：環境省 新宿御苑で 実施予定の実証事業に関する説明会 配布資料

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/project_kengai/pdf/info_session_221221.pdf

2022年12月21日

実証事業の内容 | 実施箇所（新宿御苑）



今回の浸水箇所（水色部分）＊イメージ

出典：環境省 新宿御苑で 実施予定の実証事業に関する説明会 配布資料

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/project_kengai/pdf/info_session_221221.pdf

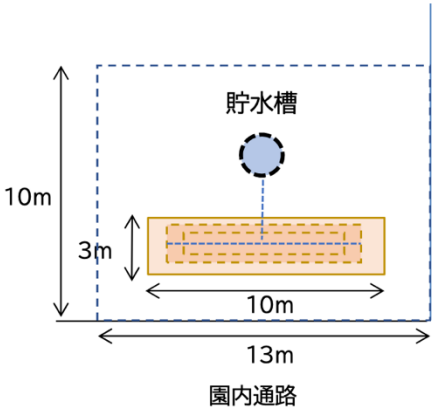
2022年12月21日

実証事業の内容 | 計画概要（新宿御苑）

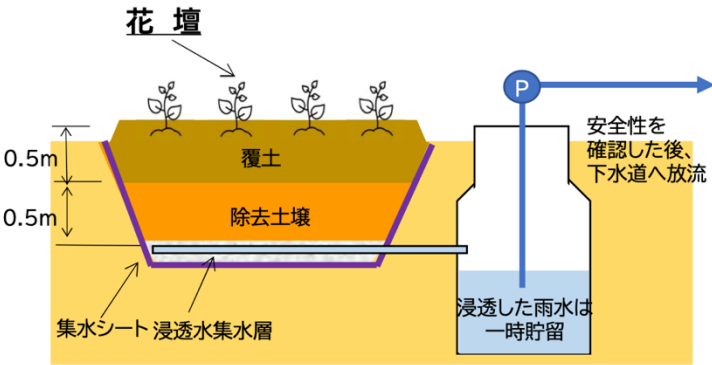


	実証事業箇所
面積	3m×10m＝30m ²
除去土壌量	6m ³ (2tトラック5～6台分)

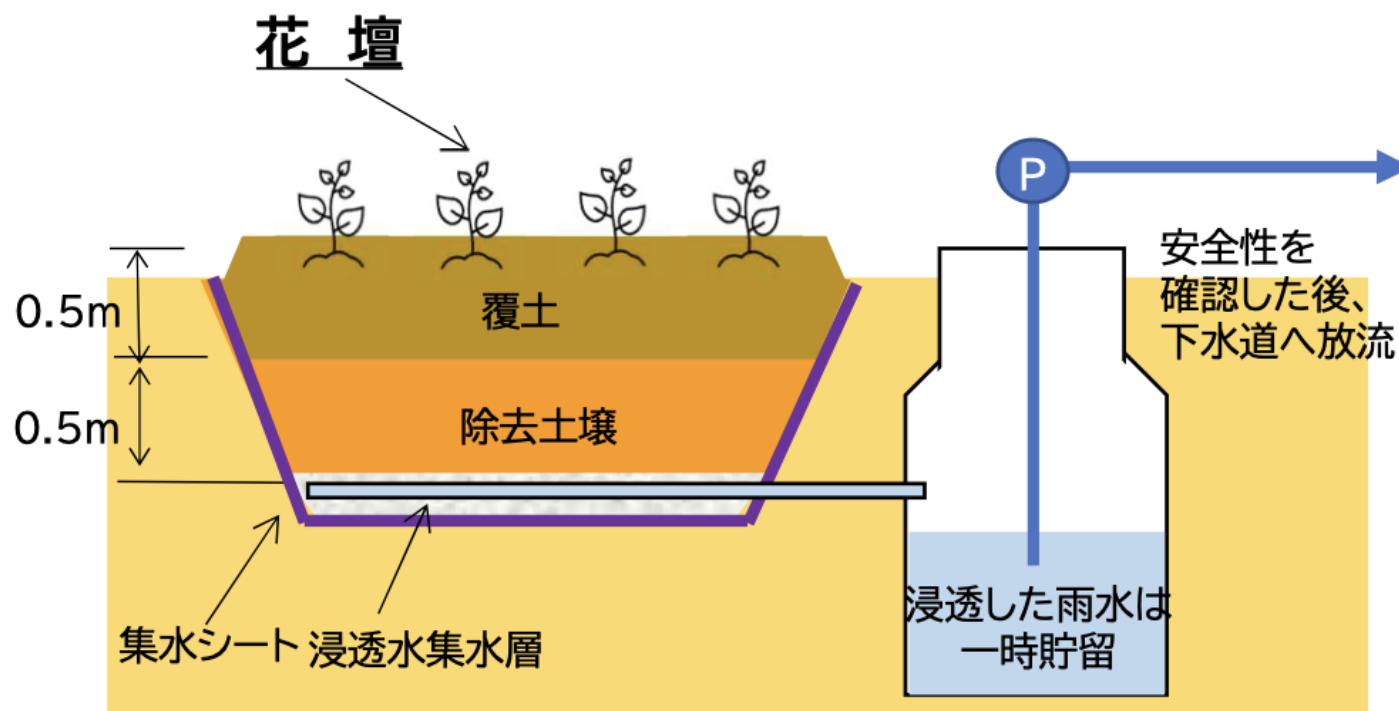
〔平面図〕



〔横断図〕



〔横断図〕



・ 下水はすでに溢れた

・ 集水シート（遮水シート）
からも溢れるのでは？

・ 浸透水 集水層や集水シートの耐
用年数は？

・ 一時貯留タンクの容量は？
排水能力は？

出典：環境省 新宿御苑で 実施予定の実証事業に関する説明会 配布資料

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/project_kengai/pdf/info_session_221221.pdf

2022年12月21日

実証事業の内容 | モニタリング計画案（新宿御苑）



- モニタリング調査を定期的に行い、結果を環境省のホームページ(HP)で公表します。
- 工事や維持管理の状況も同様にHPで公表するとともに、現地見学会も企画予定です。

◎ モニタリング項目（案）

注）専門家の指導も頂きながら今後決定します。

	空間線量率	大気中の放射能濃度	雨水浸透水の放射能濃度	地下水の放射能濃度
工事前	土壌搬入2か月前から週1回	土壌搬入2か月前から週1回	—	土壌搬入2か月前から週1回
工事中	毎日 (休工日を除く)	毎日 (休工日を除く)	放流時 (月1～数回程度)	週1回
維持管理中	常時 (常時観測装置の設置箇所) 月1回 (上記以外)	月1回	放流時 (月1～数回程度)	月1回

雨水放流は豪雨時コントロールできるの
だろうか？
月1回の測定に意味はあるだろうか？

雨水放流は月1～数回

地下水の放射能濃度の測定
月1回

実証事業の内容 | 工事中の安全対策（新宿御苑）



- 工事中は、以下の安全対策を講じ、工事事務や除去土壌が飛散・流出しないよう、細心の注意を払って工事を進めます。
- 維持管理中も、実証エリアにしみ込んだ雨水は、地下に浸透しないよう集水シートで集め、安全性を確認した上で、下水道へ放流します。

工事中の安全対策

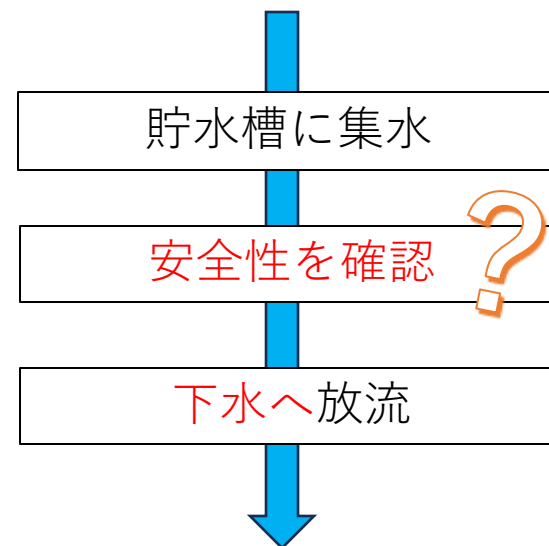
- ①テント内での作業、粉じん量の測定、強風時や雨天時の作業中止などにより、適切な飛散防止策を講じます。
- ②除去土壌を透過した水は貯水槽に全て集水し、安全性を確認の上で放流することにより、適切な水処理を実施します。
- ③テント内での作業や低騒音・低振動重機の使用などにより、工事中の騒音・振動を抑制します。

維持管理中の安全対策

- ①現地で発生した土で50cm覆土をすることにより、飛散防止策を講じます。
- ②除去土壌を透過した水は貯水槽に全て集水し、安全性を確認の上で放流することにより、適切な水処理を実施します。
- ③夜間・休日は敷地の出入口を施錠し、監視カメラによる記録保持を行うなど、第三者によるいたずら防止策を講じます。

安全対策の中に
自然の働きに対する考察がない

「適切な水処理」とあるが
確認するだけで、なんの処理もして
いないのでは…
「処理」すれば濃縮された放射能が
生成されるし…



水があふれた箇所に
放射線濃度の高いホットスポットができる可能性がある

耐用年数や容量は増やせば足りる？ →自然の働きはいつも「想定外」

住宅街に放射能汚染土を持ち込んだ事例はない

なにかあっても市民をまもる法整備はなされていない →責任など誰にも取れない



実証事業するまでもなく
危険では？

そもそも…

放射線防護の基本は一元管理

「閉じ込める」「近づかない」「時間をおく」

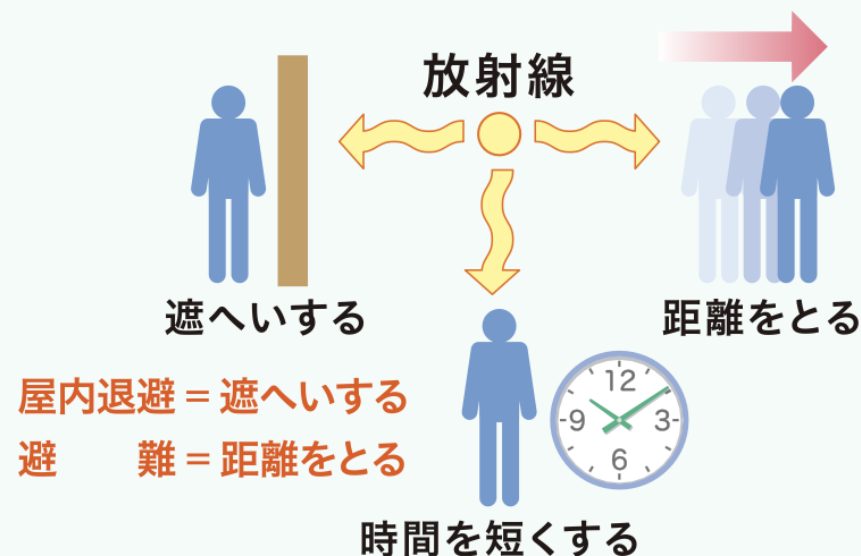


再生利用は、真逆の「汚染の拡散」あり得ない

💡ワンポイント情報 ◆放射線防護の3原則◆

外部被ばくを避けるための考え方に「放射線防護の3原則」があります。これは、放射性物質との間で「遮へいをする」、「距離をとる」、放射線を受ける「時間を短くする」というものです。住民の退避行動の「屋内退避」と「退避」は、3原則の「遮へい」「距離をとる」にあたります。

福島第一原子力発電所事故時の東京消防庁放水作業では、「遮へい」や「距離をとる」ことができないため、事前に作業の訓練をして、作業時間を「短くする」ことで被ばくを抑えました。



出典：JERO 一般社団法人 日本原子力文化財団 サイトより
<https://www.jaero.or.jp/sogo/detail/cat-05-04.html>

防護の原則 防護の正当化

防護の正当化

正当化とは



【放射線防護の大原則】

放射線を使う行為は、もたらされる便益がリスクを上回る場合のみ認められる



再生利用は不特定多数に
なんの便益もなく、リスクだけを負わせる行為

やはり、あり得ない

17
防護の原則

防護の原則の1つ目は正当化です。放射線を使う行為は、もたらされる便益（ベネフィット、メリット）が放射線のリスクを上回る場合のみ認められるという大原則です。

正当化は「放射線を扱う行為」に対してのみ適用されるものではなく、被ばくの変化をもたらす活動すべてが対象となります。別の言い方をすれば、計画被ばく状況だけではなく、緊急時被ばく状況および現存被ばく状況にも適用されます。例えば、汚染地域の除染を検討する場合にも、正当化が求められます。

本資料への収録日：2013年3月31日
改訂日：2015年3月31日

※ここから、追加資料、更新情報です



資料5

その後の計画に
変化が！

除去土壌の埋立処分基準(案)のポイント

2024年 9月17日

環境省環境再生・資源循環局

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討WG(第7回)

中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討WG(第7回)

除去土壌の処分に関する検討チーム会合(第10回)

合同会議

出典：環境省「減容化」と「再生利用」と「最終処分」のワーキンググループ合同会議 除去土壌の埋立処分基準(案)のポイント

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/joint_meeting_wg_240917_05.pdf

2024年9月17日 情報提供：ジャーナリスト まさのあつこさん

2. 飛散、流出の防止

再生資材化した除去土壌が飛散し、及び流出しないよう、その表面を覆う等必要な措置を講ずること。

- 福島県内実証事業においては、覆土を行うことで、再生資材化した除去土壌の飛散・流出が防止されていることを確認した。
- 飛散・流出防止のための覆土等の覆いは、放射線の遮へい効果も有する。
- また、再生資材化した除去土壌に覆土等の覆いがいない状態(施工中など)においては、シート養生による飛散・流出防止対策を講じ、維持できていることを確認した。

※本頁に記載の覆土等の覆いに加えて、合理的に達成可能な範囲でさらなる被ばく低減を図る「最適化」の観点も考慮の上、利用先の用途に応じて必要となる厚さを確保する旨技術ガイドラインに記載する。

※福島県内実証事業等の結果を踏まえ、遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要とする。

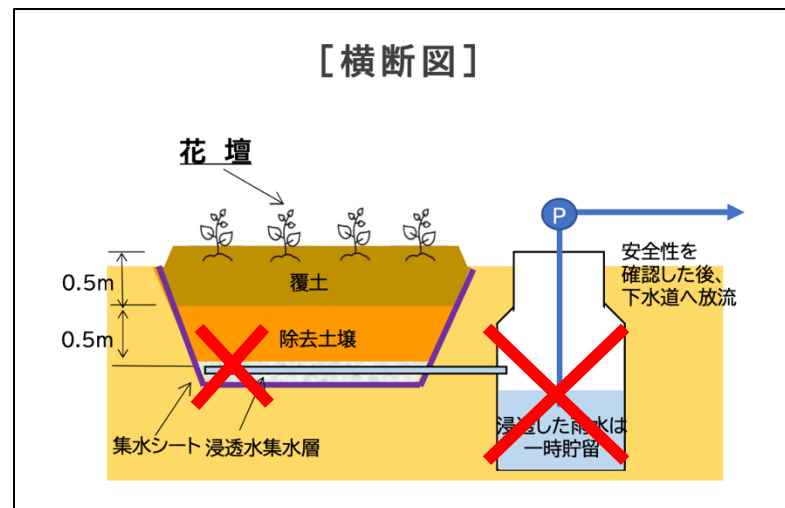
参考資料7-1 p.9 「方策⑥ 除去土壌の放射線安全性」参照
p.15～p.16 「方策⑦ 覆土等の覆い」参照
p.17 「方策⑧ 覆土等の覆い以外の飛散・流出防止対策」参照

※本頁に記載の覆土等の覆いに加えて、合理的に達成可能な範囲でさらなる被ばく低減を図る「最適化」の観点も考慮の上、利用先の用途に応じて必要となる厚さを確保する旨技術ガイドラインに記載する。

※福島県内実証事業等の結果を踏まえ、遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要とする。

遮水シートが不要に

汚染土壌に触れた雨水を、そのまま新宿御苑の実証事業の土地へ流す計画となった



出典：環境省「減容化」と「再生利用」と「最終処分」のワーキンググループ合同会議 除去土壌の埋立処分基準（案）のポイント

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/joint_meeting_wg_240917_05.pdf

2024年9月17日 情報提供：ジャーナリスト まさのあつこさん

再
福
生
島

6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）



埋立処分場所の敷地の境界において、放射線の量（空間線量率）を七日に一回以上（維持管理時は定期的に）測定し、かつ、記録すること。

※地表から50cmから1mまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定。

- 埋立処分場所周辺の放射線安全が保たれていることを確認するため、敷地境界において空間線量率を定期的に測定し、以下を確認する。
 - 周辺住民の追加被ばく線量が年間1mSvを超えないと認められること。
 - 空間線量率が埋立終了後に概ね周辺環境と同程度となること。
- 測定した結果は適切に記録・保存する。
- 維持管理時の測定頻度は、周辺の状況等も踏まえて判断することとし、その考え方についてはガイドライン等に記載する。

（例）

- 埋立終了後から数ヶ月間 : 月に1回
- 埋立終了から数ヶ月経過後～ : 年に1～2回
- 覆土の流出等が疑われる場合（災害時等）：その都度

時間経過とともに、空間線量の測定頻度を落としていく計画に

これで「管理されている」と言えるだろうか？

覆土の流出が起こってからでは遅いのでは？



新宿御苑は災害時の避難場所となっている

実証事業の内容 | 実施箇所（新宿御苑）



15

せめて、自然環境中に影響が出ないように密閉すべきだが、なぜしないのか…

つまり、頼りなくも汚染土と土地を隔てていた遮水シートが取り払われて新宿御苑の実証事業箇所は放射能汚染エリアとなるということ

8000bq/kgの放射性セシウム137汚染がクリアランスレベルの100bq/kg未満になるまで、約200年かかります

クリアランスレベルとは「放射性物質として扱う必要がないもの」として定められる基準のこと

出典：環境省 新宿御苑で 実施予定の実証事業に関する説明会 配布資料

https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/project_kengai/pdf/info_session_221221.pdf

2022年12月21日

放射能汚染土の「再生利用」など、言葉のごまかしです。
絶対に実行させてはいけません。

ご清聴、ありがとうございました。

新宿区議会議員／れいわ新選組
さわいめぐみ